

バックカントリースキーをめぐる安全対策の現状

—条例やローカルルールによる地域対応の実態—

作新学院大学経営学部 関根 正敏
中央大学体育センター 武田 作郁
作新学院大学経営学部 小山さなえ

1 はじめに

近年、「バックカントリースキー」と呼ばれるスキーの一形態が注目を集めている中で、その安全管理のあり方がスキー関係者にとって大きな課題となっている。バックカントリースキーとは、人工的に整備されたスキーコースではなく、そのままの山林の中で行うスキーのことであり、開放的な自然の中で自由に滑走を楽しめる点がその魅力とされる¹⁾。そもそも、バックカントリースキーは、登山家らによって親しまれてきたものであり、原型は山岳活動の一形態としての「山スキー」である。したがって、誰がいつどのように山スキーを楽しもうとそれは個人の自由であり、高度の危険をはらむ山岳地帯に自らの意思で立ち入ることに鑑みると、安全管理もまた個人の責任のもとに成り立つといえる。しかし昨今、ブームの中で認知度の上昇に伴い、バックカントリースキーは山岳活動の一形態ではなく、ゲレンデスキーの延長としてもたらえられるようになってきている。このことは、スキー場のリフトを利用し、コース外の林間やリフト架線下にて滑走するなど、スキー場からバックカントリースキーにアクセスする人々をしばしば目にすることから明らかである。こうしてゲレンデスキーヤーが気軽にバックカントリースキーを楽しむ状況が生まれた反面、バックカントリースキーに関連する事故が増加することとなり、これがスキー関係者を大きく悩ませる問題となっている。なぜならば、事故の救助にあたるレスキュー隊にとってはスキー場外の困難な現場での捜索を余儀なくされるからであり、スキー場管理者にとってはスキー場のリフトを起点にスキーヤーが管理区域外へ流出することで安全管理に関する責任問題が生じてしまう可能性があるからである。

ところが、スノースポーツの分野では、「スキー場管理区域」内の安全については、死亡事故の分析（布目ほか 2012）や安全基準の解説（布目ほか 2014）など、近年、研究が着実に進められてきたが、バックカントリースキーの安全対策に焦点化した研究は乏し

¹⁾ 本稿では、スキー やスノーボードなどの滑走用具による区別をせず、雪上を滑走する行為やスポーツのことを「スキー」と総称する。

いのが現状である。そうしたなかで、バックカントリーにおける雪崩対策やガイディングなどに関しては、例えば、雪崩に関する情報提供や安全教育を行う非営利組織（NPO）が講習会を開催したり書籍を出版するなど（出川ほか 2010）、業界関連団体が各々の現場においてノウハウを個別的に蓄積してきた経緯がある。つまり、現状においてはバックカントリースキーの安全管理に関する知識が一元化、体系化されているとはいはず、スキーフィールドあるいは地域によって、情報の種類、内容等に差異が存在している可能性がある。こうした各地の対策に差がある状況は、スキーヤーに困惑や誤解を与え、より確かな安全管理に関する理解を普及させるのに妨げとなるおそれがある。バックカントリー事故の増加に歯止めをかけ、より安全に楽しむために求められる重要な課題の一つは、個々の現場で蓄積してきた情報を集約し、より適切な安全管理方策のあり方について検討することである。そこで本稿では、バックカントリースキーをめぐる現状について、主に事故と安全対策という観点から判例や条例、ローカルルールなどの情報を収集・整理し、スキーヤーの安全に関する知識・意識の向上、およびさらなる安全対策の立案に資する研究資料としてまとめることを目的とする。

ここで本論に入る前に、バックカントリーというフィールドがどこにあたるのか、スキーフィールド管理区域との関係において明確にする。スキーフィールド管理区域とは、スキーフィールド事業者が事業を営むにあたって所有あるいは占有している土地のことであり、一般的に「スキーフィールド」と呼ばれる空間と合致し、滑走用に整備されたコースの他、施設用地等も含むものである。しかし、スキーフィールドにはコースや施設用地だけでなく、曖昧な領域がある。例えば、気軽に滑走してしまいがちなコース脇は厳密にいえばコース外であるし、滑走に適さないとして一時的にクローズされたコースや立入禁止区域として指定されたコース外の山林部分が存在している。他方、一見コースには見えない、あるいはスキーフィールドマップに明確に記載されていないフィールドであっても、スキーフィールド管理者が実質的に管理、解放していると思われるエリアも散見される。こうした曖昧なフィールドについて、本稿では、スキーフィールド管理者がスキーヤーに認める滑走の可否を基準に、バックカントリーに含めるか否かの判断をする。したがって、本稿では、バックカントリーを「スキーフィールド管理者のもと、スキーフィールド管理区域内で滑走のために開放されているコースおよび付随する施設類を除く、すべてのフィールド」と定義する²⁾。

2 バックカントリースキーの人気の様相

本節では、バックカントリースキーの人気の高まりについて、次の二つの観点から検討

²⁾ なお、本稿においては、サイドカントリーという言葉を殊に用いず、それはバックカントリーの一部であると理解するものとする。

する。第一に、バックカントリースキーの人口や経済規模を示す統計データは存在しないことから、まずは、スキーや登山といった周辺領域の動向について整理し、バックカントリー業界をとりまく環境について理解することを目指す。第二に、バックカントリースキーのブームに言及する新聞報道を抽出し、そのブームの変遷を跡づける。登山と一体のものであったバックカントリースキーが大衆化・一般化したのはいつ頃からなのか、バックカントリースキーは現在どの程度注目を集めているのか、といった点について考察を加える。

2.1 周辺領域としてのスキー業界、登山業界の現況

バックカントリースキー業界は、スキー業界と登山業界のそれぞれに包摂されるかたちで成立しており、両業界からの影響を色濃く受けるものと推察されることから、こうした周辺環境について知ることは、バックカントリースキー業界を理解する上で非常に重要なとなる。そこで、バックカントリースキーの周辺領域であるスキー業界と登山業界の動向について、人口と市場規模という視点から確認していくこととする。

まず、スキー人口³⁾については、『レジャー白書』によると、1998年の約1800万人をピークに減少をつけ、2014年には約760万人となっており、ピーク時と比べると実に40%程度まで減少したことになる。スノースポーツ用品の市場規模も下火であり、1991年の約4300億円をピークに、スノースポーツ用品に占めるスノーボード用品の割合が増えるものの全体としては減少をつけ、2014年には約3分の1の1400億円にまで減少した。ここ3年はほぼ横ばいに推移しているが先行きは不透明である。他方、登山人口は、2009年の1230万人を境に減少し、2013年は770万人程となっているが、2014年は840万人とも直した。市場規模も1996年を境に一度下降したが、2009年より復調し、2014年には1950億円と過去最高となっている（余暇開発センター 1996；社会経済生産性本部 2005；日本生産性本部 2015）。

このように、低調なスキー業界と上り調子の登山業界というかたちで、両業界は対照的な状況を呈しているが、そのなかで、ことさら強い危機感を有するスキー業界は、「新たな観光資源の開発を通じた新規顧客の受け入れ」と、「インバウンド市場の開拓」といった対策を強力に推進することとなり、こうしたスキー業界の動向は、バックカントリースキーのあり方に大きく影響を与える。前者の対策については、バックカントリースキーが新たな観光資源（スキーの新たな魅力）としてツアーや用具メーカーなどによって宣伝されることとなり、大きな脚光が向けられることとなるのである。その結果、スキー場管理者や業界団体にとって安全管理が急務となるのであるが、そうした関係者の立場は複雑なものといえ、参加人口、入込客数を増やしたいという切実な思いがあるために、リス

³⁾『レジャー白書』記載のスキーおよびスノーボードの参加人口の合算によるものとする。

クの高いスポーツであるがゆえの事故の発生に対する懸念があつても、厳格に禁止することはできないというアンビバレントな状況におかれるのである。後者の外国人スキーヤーの誘客についても、雪質の良さといった環境条件を誘因に推し進められてきているが、日本とは異なる環境や価値観のもとでスノースポーツを楽しんできた外国人スキーヤーへの安全対策までもが、業界団体に求められることになるのである。

2.2 新聞記事にみるバックカントリースキーブームの様相

次に、具体的に新聞記事の内容からバックカントリースキーブームがどのように変遷してきたかを検討する。日経、朝日、読売、毎日、産経5紙のデータベースを活用し、過去の記事のなかから「山スキー」「バックカントリースキー」「ブーム」というキーワードに着目すると、まず以下の記事が確認できる。

ゲレンデから山スキーにも広がった近年のスキーブームの陰で…略…こうした事故の背景には、一九八〇年代後半から広がった山スキー(林野を走るクロスカントリーなどを含む)ブームがあった (1994. 2. 23毎日東京朝刊)

(山スキーは)県警地域課によると、雑誌などで特集なども組まれブームになっており…… (1999. 3. 2毎日新聞地方版、括弧は引用者による注)

こうした記事からは、山スキーが山岳地帯の移動手段としての枠を超えて、1980年代後半には、一つのスポーツとして認知されてきたこと、1990年代中ごろにはメディアを通してゲレンデスキーブームとともに広まっていったことが窺える。さて、ここでは「山スキー」という用語が用いられているが、それはその後どのように変化し波及していくのか。

整備されたゲレンデをあえて飛び出し、自然の山中での滑りを楽しむ「バックカントリースキー」がブームになっている (2000. 2. 26読売東京朝刊「危険含む新雪滑走ブーム」)

00年に菊池さんは山スキーの魅力と危険などを描いた「スキーツアー」(山と渓谷社)を出版した。これがきっかけで、日本でバックカントリーのブームが本格化した。(2013. 2. 18週間アエラ)

以上の記事からは、以前から根強い人気があったがあくまで「山スキー」と呼ばれてきたものが、2000年ごろから「バックカントリー」という用語とともに紹介される機会が多くなっている。

くなり、さらには「新雪」「自然の山中での滑り」といった魅力が提示されることで、大衆化してきたのが窺える。こうした流れのなかで、以下の記事では、登山人気との関連が言及されている。

今は「山スキーブーム」と言っていい状況。最近の登山ブームで夏山登山を始めた中高年が、次のステップとして目指すのが春山。その流れで山スキーをする人も多くなっているのではないか。(2006. 4. 11毎日新聞地方版)

八甲田山スキースクールの（バックカントリースキー）ツアーには、毎年延べ2千人が参加する。高齢者も多く、周辺の宿泊施設に1ヶ月ほど滞在する人も。同スクール所属で山岳ガイド51年目の貝森誠通さん(72)は「スキー場の客は減ってもツアー客は減らない」と語る。(2015. 2. 17朝日新聞地方版、括弧は引用者による注)

こうしてみると、スキー人気が低迷する中、中高年を中心に登山人気から派生して現在のバックカントリーブームへと至っている様子がわかる。

関係者によると、バックカントリーでのスキーは、「山ガール」などに代表されるここ最近の登山ブームと歩調を合わせるように急速に人気が高まっており、ゲレンデでは味わいにくい、ふわっとした雪の感触などを求める人が多い。冬季の日本の粉雪は「ジャパウ」と呼ばれ、海外でも評判だという。(2015. 3. 28読売新聞夕刊)

このように、登山ブームだけではなく、海外スキーヤーからの人気の高さが、現在のバックカントリーブームを牽引しているさまも読み取れる。

雪崩の講習会を開くなど、最近の山スキーブームにも警鐘を鳴らしてきた…略…最近山スキーがブームを呼ぶ中で…略…ブームへの警鐘 [2003. 3. 19朝日新聞朝刊長野]

この記事が示すように、以前から危険に対する指摘はあったものの、具体的な対策を取り上げられたことは少なかったが、講習会や訓練などを取り上げてバックカントリースキーの安全への取り組みを強調している記事も多い。

このように、バックカントリースキーという用語については、新聞紙面の上では2000年頃より定着し、それ以後の記事では、たびたびブームという言葉とともに用いられることで、一定の関心が継続的に寄せられてきているといえる。

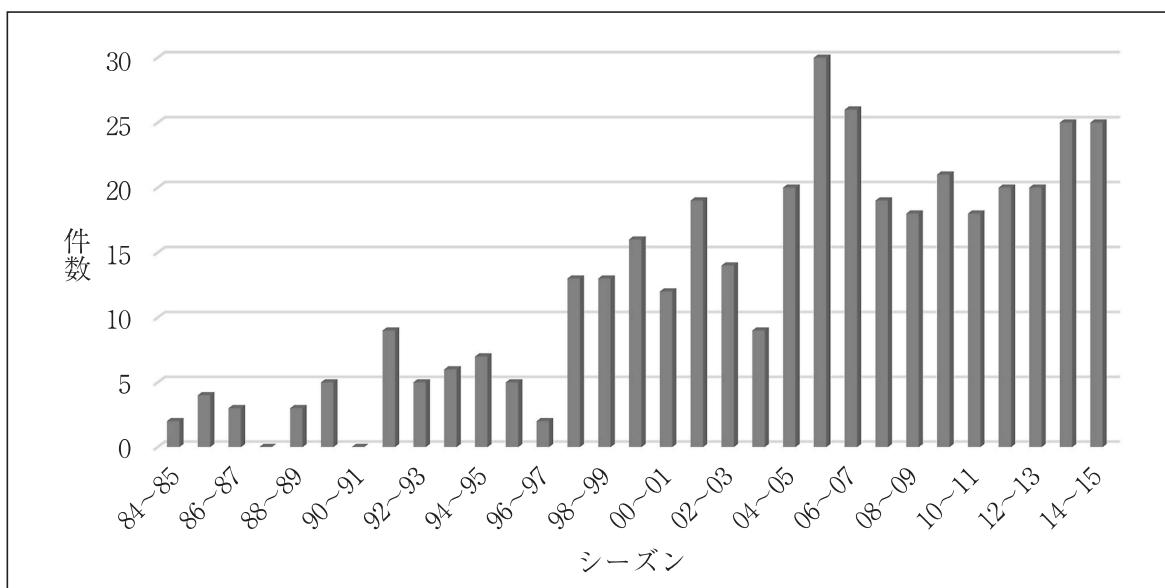
3 事故の現状

前節において、バックカントリースキーがメディアを通じた市場開拓や登山から派生した山スキーの大衆化を足掛かりにブームとなっていることを確認してきたが、そこで懸念されるのが事故の発生である。近年、バックカントリーの事故については、例えば、NHK「クローズアップ現代」において「相次ぐ“バックカントリー”事故」というテーマで番組が放送されたり（NHK、2015. 2. 3 放送）、ワイドショーやニュースの特集などで目にすることもあり、注目を集めている。以下では、実際にはどんな事故がどのくらい起きているのか、新聞記事による報道数から事故数を、判例から事故例をそれぞれ概観する。

3.1 新聞記事にみる事故数の推移

本項では新聞メディアに着目し、日経、朝日、読売、毎日、産経5紙のデータベースを活用し、過去の記事（1985年から2015年）からバックカントリースキーの事故に関する記事を抽出した。そして、その内容を精査しながら事故の数をカウントした結果、389件の事故が実数として確認され、そのシーズン別の推移は図表1のように示される⁴⁾。1997～98シーズンを境に事故数が2桁へ、2004～05シーズンを境に20件台へと段階的に増加しており、バックカントリーに対する認知の広がり、関心の高まりに合わせて増加していることが推察される。最大は2005～06シーズンの30件であったが、その後も20件前後で推移しここ2シーズンは25件と多くなっていることから、今後もブームの高まりに合わせて事故数が増加することが懸念される。

図表1 新聞記事にみる事故数のシーズン推移



⁴⁾ なお、本データは新聞記事にみる事故数であるので、報道されていない事故が存在する可能性に留意しなければならない。

3.2 判例

バックカントリーでの事故についての裁判は多くはないが、スキー場を起点にバックカントリーを楽しむスキーヤーが存在していることに鑑みると、今後スキー場管理者が責任を問われる事案の発生が予想される。以下の三件の事例はバックカントリーの法的責任を考えるうえで参考になると思われるので、LEX/DBインターネット、判例タイムズを参照しながら、各判例について事故概要や判決趣旨を整理し、それぞれ考察を加えていく。

3.2.1 管理区域外の雪崩事故（Mスキー場雪崩死亡事故）

（長野地裁平9（ワ）第75号、平10（ワ）第206号、損害賠償請求事件、平13. 2. 1 民事部判決、請求棄却・控訴、後控訴棄却、確定）

図表2 Mスキー場雪崩死亡事故概要

男性スキーヤーA（58）は、平成8年1月26日から、友人らとSスキーエリアでのスキーツアーに参加していた。同月27日、同スキーエリア内にあるMスキー場において、滑走禁止区域となっていた南東側斜面を滑走中、発生した雪崩に巻き込まれて生き埋めになり、病院に搬送されたが窒息による死亡が確認された。

事故発生日付近の天候状況について、同月25日夜半から26日まで雪が降り続いていたが、27日には一変して晴れとなり、県全域に雪崩注意報が発令中であった。また、事故が起きた南東側斜面は、コースとして開設している場所ではなく、ほとんど立ち入る者もいなかつたため、圧雪整備などの管理を行ってこなかった。斜面の入り口付近には「立入禁止」と記載された標識が立っていたが、Aらは、立入禁止標識があることを認識しながら斜面に進入し、Aらの滑走が原因で雪崩が発生したものである。

そこでAの遺族であるXは、Mスキー場を経営・管理するY会社に対して、①雪崩の危険告知義務ないし立入防止措置義務の違反があった、②Mスキー場には設計上の不備、雪崩の危険に対する認識体制の不備、救助体制の不備等の土地工作物の瑕疵があったなどと主張し損害賠償を請求した。

この事案は、バックカントリーとみなす場所で発生した事故であり、事故に遭遇したスキーヤー本人が、誤りではなく自らの意思で立入禁止区域に進入した例である。判決によれば、当該斜面は、スキー場管理者が借用している土地ではなく、管理も一切なされてこなかつたため、スキー場管理者の事実的支配は及んでおらず、スキー場管理者が占有する土地の工作物とはいえない。この場合において、当該斜面はスキー場の管理区域外であり、スキー場管理者は場内のコースに危害が及ぶような特別な場合を除いて原則管理する必要が生じないため、本事案はバックカントリーでの事故と位置づけられることとなる。ここで留意しておくべき点は、スキーヤーが立入禁止標識の存在に気づきながらも管理区域外である斜面に進入した点である。一般的に日本のスキー場は、森林を切り開いてコースを

開設しているため、林の切れ間によって、あるいは圧雪車によってグルーミングされているか否かによって、コースであるか否かが一見してわかる場合が多い。さらには最近のバックカントリー事故を受けて、注意を促す看板やゲートを設けているスキー場も多く、スキー場境界線（バウンダリー）に気付かず管理区域外へ出てしまうことは多くはない。特に本件においては、立入禁止標識を無視して進入し滑走しているので、明らかに誤りによるものでもない。スキーヤーは、スキー場のコースから不用意にバックカントリーへ進入することを避けなければならない。

判決は、スキー場管理者に対しては、「スキーヤーが自身で甘受すべき程度を超えた危険に遭遇することのないよう、スキーヤーの利用状況、積雪状況、滑走面の状況等を考慮のうえ、危険箇所については、滑走禁止措置や進入禁止措置をとるなどしてスキーヤーの安全を確保すべき義務がある」としたものの、一方でスキーヤーに対しては、「スキー滑走にあたって、殊に滑走禁止区域をあえて滑走する場合には、自身の責任において危険を予見、回避するなどの安全管理義務を負担し、その結果は自身が甘受すべきである」として、Xの損害賠償請求を棄却した。本判決によって、今後バックカントリースキーヤーには、本件のAらと同様に、その認識、判断、行動、結果のすべてに対して責任を負うことが求められることとなる。

3.2.2 閉鎖スキー場、注意表示のないコースでの転落事故(Tスキー場クレバス転落事故)

(前橋地裁沼田支部昭和51(ワ)第15号、昭和52(ワ)第18号、損害賠償請求事件、昭和56.4.30判決、控訴、東京高裁昭和56年(ネ)第1210号、同(ネ)第1438号、損害賠償請求控訴事件、昭和60.1.31第16民事部判決、一部変更、上告、最高裁昭和60(オ)第617号、損害賠償請求事件、平2.11.8第1小法廷判決、破棄自判)

図表3 Tスキー場クレバス転落事故概要

本件は、スキー指導員資格を持つベテランスキーヤーである男性Xが、春スキーに訪れた際、積雪量の少なくなったスキー場内でクレバスに転落した事故であるが、2年連続で同様の事故を起こしており、Xがスキー場の管理・運営を行うY会社らに対し、それぞれの事故について損害賠償を請求した事例である。

①第一事故について

昭和49年5月18日、XらはTスキー場に春スキーを目的に訪れた。リフトで上部へ上がっても雪は少なく、スキーコースは本件スキー場事業者が加盟する管理運営協議会によって黄色のテープが張られ閉鎖されていたが、ひとコースだけテープの張られていないコースがあったので滑走したところ、Xが、コース上に視認できるクレバスの横を滑走中、足元が崩落し深さ約2mのクレバスに転落した。

このシーズンは小雪であったため、5月5日に上記協議会がスキー場の閉鎖を決定し、パトロール業務も終了していた。観光客の利用のためにリフトは営業していたため、スキー場閉鎖

の旨をロープウェイ登り口の掲示板に掲示したほか、客に対しアナウンスすることになっていたが、Xらは気づかなかったという。事故当日は天気が良く一部芝生が出ている状態でハイカーも来ていた。

②第二事故について

昭和50年5月17日、XらはTスキー場に春スキーを目的に訪れた。リフトを降りて移動した後、斜面が急になる地点でいったん止まり、前方を確認した後滑り出したところ、Xが深さ1.5mの三日月形のクレバスに横から滑りこむ形で転落し、底に露出していた岩石に当たって負傷した。

事故当日である5月17日のスキー場は、ところどころ地面が露出し、滑れる範囲が限定されている状態であった。同日スキー場を閉鎖する予定になっていたので、午前中のうちにコースを点検し、その際本件クレバスに対する危険表示のため、上方の稜線に三本の赤旗を立てていたのだが、Xらが滑走する時点では赤旗はなくなっていた。

本件第一事故は、閉鎖スキー場のコースを滑走したために起こった事故であるが、物理的なコース閉鎖措置が取られていなくても、スキー場自体が閉鎖されている以上、スキー場のコースがすべて閉鎖されている場合と同様であると解釈できる。閉鎖されているコースとは、スキー場事業者の管理下にあるコースでありながら、危険の顕在化によりスキー場事業者の判断によって滑走禁止措置が取られているコースであるので、本稿においてバックカントリーとみなすフィールドの中でも特に危険を認識できる場所であり、スキーヤーはいかなる場合も立ち入ってはならない。本件のように閉鎖を見逃して誤って立ち入ってしまった場合であっても、スキーヤー自らが責任を負うべきであり、管理者の責任ではないと考える。判決は、「スキー場閉鎖の掲示を見過ごしたうえ、クレバスが見えているにもかかわらず、あえて付近を滑降したX自身の過失によるものであり、スキー場管理者の過失によるものとはいえない」として、Xの損害賠償請求を棄却した。

本件第二事故は、注意表示がないコースで事故が発生したケースである。判決は、「管理者においては、事故直前まで事故現場付近に上るリフトを停止してスキーヤーを運んでいなかったのであり、事故までの数時間のうちに午前中にリフト上方に立てた赤旗が取り去られることは予見しがたいところであった」とし、一方Xにおいては、「前年同時期に第一事故を引き起こしてその危険性を認識しているにもかかわらず、死角になって安全が確認できない場所がある本件現場に向かって飛び出していった」として、Xの損害賠償請求を棄却した。この事案は、スキー場内には多くの危険が内在しており、事業者が管理しているからといって必ずしも安全であるとはいえないため、事業者のみならず、スキーヤー側の安全管理も非常に重要であることを示したものといえる。第一事故にも共通するのだが、特に春・夏という気候条件やバックカントリーという地勢条件の下でのスノースポーツは、より大きなリスクを抱えており、スキーヤーには自ら危険を予知・回避するための高度な知識と技能を有することが求められることになる。

前項と本項の二つの事例から読み取れることは、①解釈上バックカントリースキーの範疇での事故であったとしても、スキー場管理者が訴えられることがあり、スキー場の安全管理の有無・程度が争点になりうるということ、②スキー場管理者は、スキー場のコースにおいてスキーヤーの立場から危険を予測・回避できる程度の対策を施していれば、それ以上はスキーヤー側の責任として、スキーヤー自らが安全管理をしなければならないということである。

3.2.3 救助活動中の事故（積丹岳救助中滑落死亡事故）

（札幌地裁平成21年（ワ）第3065号、損害賠償請求事件、平成24年11月19日民事第一部判決、控訴、札幌高裁平成24年（ネ）第591号、平成25年（ネ）第231号、損害賠償請求控訴事件、平成27年3月26日民事部判決、上告）

図表4 積丹岳救助中滑落死亡事故概要

男性スノーボーダーCは、平成21年1月31日、仲間とともに積丹岳へ入山したが、途中仲間と別れ一人で山頂へ向かった。天候の悪化により下山ができなくなりビバークした後、翌日には救助隊に発見されるが、下山途中に救助隊3人とともに雪庇を踏み抜き滑落した。崖上へと戻るためにストレッチャーに乗せられて引き上げられたが、作業中にストレッチャーごと滑落、救助隊の視界から離れ谷底へと落ちていった。救助隊がCを発見した時点の天候は、吹雪・強風により視界が10m程しかない状態で、二次遭難の危険性も危惧される過酷な状況であった。さらに翌日Cは発見されたが、凍死による死亡が確認された。

そこで、亡くなったCの両親であるXらは、救助隊を組織した北海道に対し、①救助活動は国家賠償法1条1項の「公権力の行使」にあたり、②救助義務があるにもかかわらず、③過失によりCの救出に失敗した（救助義務違反）として損害賠償を請求した。

この事例は先に紹介した2例とは異なり、スキー場事業者ではなく救助者が賠償を求められた事案である。判決は、①救助隊メンバーらは警察官の職務として北海道警察の任務である山岳遭難救助活動を実施したのであるから、本件遭難に係る捜索活動は、国家賠償法1条1項の「公権力の行使」に当たり、②「当時の気象状況は厳しいものではあったが、救助が不可能ないし著しく困難であるとまでは認められない」として、救助すべき職務上の義務を認めた。さらに、③「救助活動が国賠法上違法となるのは、実際に救助活動に当たる救助隊員及び当該山岳遭難者が置かれた具体的な状況を踏まえて、合理的と認められない方法をとった場合に限られる」としたうえで、いまだ救命の可能性があった2度目の滑落前の捜索救助活動における事実について詳細に事実認定を行った結果、ストレッチャーの樹木（ハイマツ）への結束方法およびストレッチャーに誰も付いていなかったことについて過失を認めた。また、Cの軽率な行動として①入山に先立って天気予報を確認

していたにもかかわらず、②日帰りの予定だったのでビバークを想定した装備を携行せずに、③一人で山頂へ向かい、④ホワイトアウトのため自力下山できなくなり、⑤結果として自力で歩くことができないほどの低体温症に陥ったと認定して、Cの過失を認め過失相殺の上、救助隊を組織した北海道に損害の3割の程度の損害賠償を認めた。

救助者が訴えられるという事態は、バックカントリーで遭難した大多数のスキーヤーが救助救援を受けていていることに鑑みると、今後の救助活動に大きな影響を与えることが予測される。バックカントリーで事故が発生した場合、救助隊には警察をはじめ遭難対策協議会メンバー、スキー場スタッフなどの地元の人、山岳会メンバーなど多くの人が携わることになる。そして自己責任の下であれセルフレスキューアウトに救助を求めてきた者に手を差し伸べることは、人道的な見地からは否定すべくもないが、職務であろうがボランティアであろうが、救助にあたる側も自らの命を危険にさらしているのである。救助隊が限界状況の中でどのような判断ができるか、どのような行動ができるかは、救助の成否とは別に、極めて繊細な問題であり救助にあたった本人に任されるべきところが大きいのではないだろうか。遭難者の助かる見込みが薄いと目される場合や救助者にとっても相当に危険である場合に、責任問題を懸念して救助に行かないという選択肢を救助隊に与えてしまうことが、今後の救助方針、活動にどのような影響を及ぼすのか、大いに議論の余地がある。なお、本件は北海道により上告された。

4 事故対策の現状：条例やローカルルールによる個別的対応

前節にてバックカントリーでの事故について概観してきたが、そこから浮き彫りになったのは、バックカントリーブームに伴う事故の増加に対する懸念に加え、事故の責任がスキーヤー本人のみならずスキー場管理者や救助隊にもふりかかる可能性である。こうした状況に対して事故への対策という点ではどのような活動がなされてきたのか。ここでは、多様に存在する対策の中で、条例とローカルルールに着目し、各地における対策の状況を集約する。なぜならば、条例やローカルルールは、成文化されているため情報収集が可能であり、当該地域で活動する関係者やスキーヤーに一定の影響を与えている主要な対策だと考えられるからである。安全対策には、その他にも、ツアー主催者やスキー学校、ガイド個人といった関係者が独自に実践してきた対策が存在するが、その数が膨大であるため、また、そうした個別的な対策は、天候・雪質、地形、活動内容などによって現場の状況判断にかかる差異が大きく、一般化するのに大きな困難が伴うため、本稿では取り扱わないこととする。

4.1 条例

以下ではまず、5つの地域における「条例」について、その基本情報とバックカントリーに関連する事項をまとめていく。

①野沢温泉村スキー場安全条例

2010年、長野県野沢温泉村が制定した、日本初のスキー場管理区域内の安全に関する条例である。その内容は、スキーヤー、スキー場管理者両者に共通する規定（第1～3、12条）、スキーヤーに関する責務規定（第3～6、13条）、スキー場管理者に関する責務規定（第7～9条）とされており、スキーヤーとスキー場管理者の責務を明確にし、スキー場管理区域内における事故防止という点からの規定が多い。第10条において「指定管理者は、スキー場の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがあるスキーヤーの入場を禁止し、又はその者に対し、スキー場からの退去を命じ、若しくはスキー場施設の使用を拒否することができる」と定めており、ルールを守らないスキーヤーが入場制限という規制を受ける可能性を示している。バックカントリースキーに直接関係する規定としては、第11条の「搜索救助費用の弁償」があり、「スキーヤーは、第7条第1項に定められたスキー場区域に属さない区域において発生した事故により搜索救助を受けた場合は、その費用を指定管理者に弁償しなければならない。」として搜索費用について条例で明確にしたのは本条例が初めてである。

②群馬県谷川岳遭難防止条例

1966年、群馬県が制定した。本条例の目的は、天候が急変しやすく、岩壁が険しいことから遭難者が多かった谷川岳岩場地帯において、登山者の守るべき事項を定め、未然に事故を防ぐことである。内容は、登山者の守るべき事項（第3条）、登山指導に関する規定（第4、5、12、13条）、登山禁止措置の規定（第7条）、登山届に関する規定（第8～11条）が定められているほか、第14条では登山禁止措置（第7条）、登山届提出義務（第8条）に違反した者への罰則が規定されている。本条例は、岩場地帯という特殊な環境について規定しているため、バックカントリースキーに関する規定は、第6条「十二月一日から翌年二月末日までの間（以下「冬山の期間」という。）は、危険地区に登山しないように努めなければならない」とした入山自粛の努力義務のみとなっている。

③富山県登山届出条例

1966年、富山県が制定した。本条例の適用区域が剱岳周辺の山岳地帯に限定されており、スキーヤーにはあまり縁がない場所である。12月1日から5月15日までの登山届提出義務を課すことで、冬期を中心とした積雪期における山岳遭難の防止を目的としたものであり、未届者には罰則もある。バックカントリーにかかる規定としては、12月1日から翌4月15日までは、指定された特別危険地区への立入自粛に努めたとした努力義務のみである。

④岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例（図表5）

2014年、岐阜県が制定した。遭難事故の防止が目的であるが、第1条では「遭難した登

図表5 岐阜県北アルプス地区における山岳遭難の防止に関する条例



山者の捜索救助活動が、当該活動に従事する者にとって多大な労力を要するものである」として、山岳遭難が事故者の重大事であるだけではなく、二次遭難の危険などにさらされる捜索救助者にとっても大きな負担となることを示している。本条例の適用対象について登山者としているが、条例を適用する時季が限定されていないことに鑑みても、これはバックカントリースキーヤーを含むものと考えられる。内容は、県の責務（第3条）、登山者の責務（第4条）、登山の届出（第5条）とあり、第7条では、届出をしなかった場合、虚偽の届出をした場合の罰則も規定されている。

⑤長野県登山安全条例（仮称）の骨子（案）

2015年10月時点においてはまだ成立していない条例であるが、パブリックコメントが終了し、策定が計画されている条例案である。目的には①県、登山者及び山岳関係者の責務等を明らかにし、②施策の基本的事項を定めることにより、山岳遭難はもとより、環境保全、適正利用、搜索救助、火山災害防止の推進を図るとあり、登山の安全のみならず観光地づくりという観点からの条例制定であることが記載されている。目的と合わせて、対象となる山岳が里山（人により利用若しくは管理がなされているか又はこれらがかつてなされていた身近な森林をいう）を除く山岳すべてである点、条例適用に時季がない点、山岳保険加入の勧めがある点からみても、山岳総合条例という趣きになるであろう。登山計画

書の届出が義務のようだが罰則等についての記載はない。

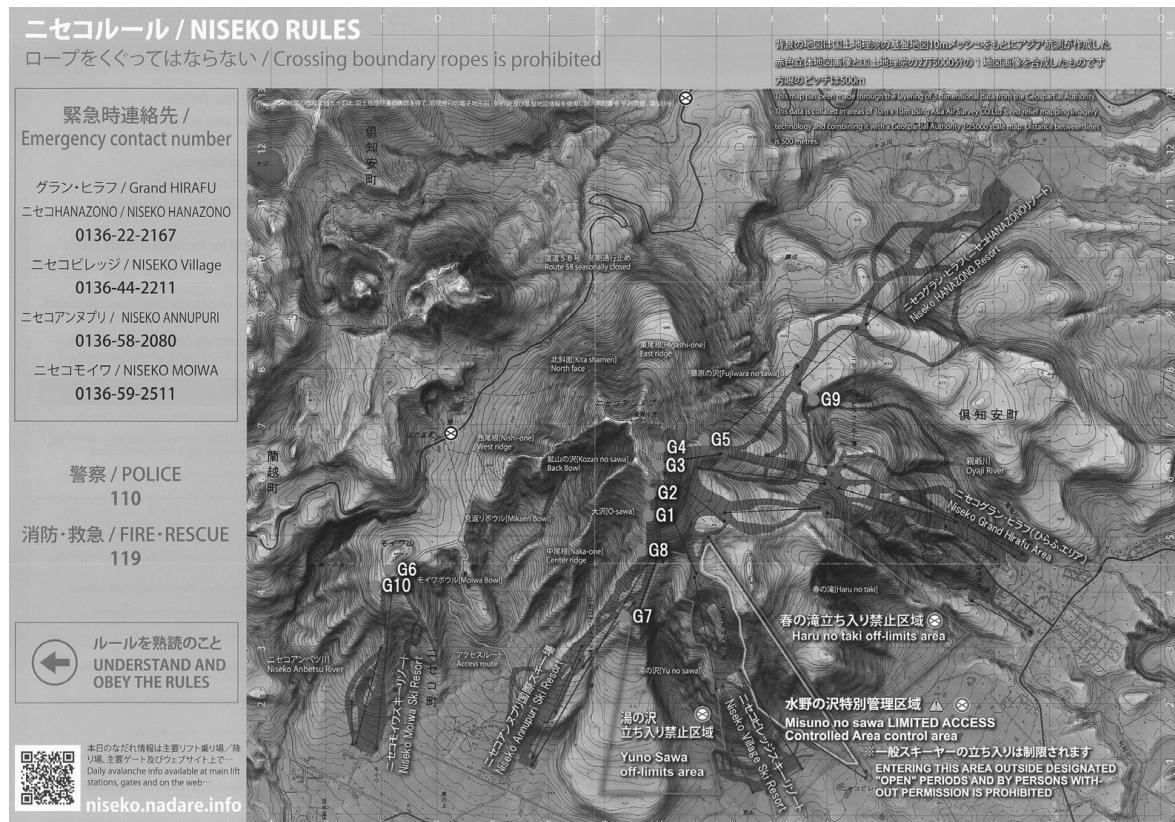
4.2 ローカルルール等

次に、地域ごとに定められている「ローカルルール」の内容から、バックカントリースキーの安全対策の状況を確認していく。

①ニセコルール（図表6、7）

本ルールは、2001年、ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会、ニセコスキーフィールド安全利用対策連絡協議会、ニセコフリーパスポート協議会、後志（しりべし）地方山岳遭難防止対策協議会によって定められ、ニセコ地域の5つのスキー場（NISEKO UNITED, Niseko Annupuri, 花園, Grand HIRAFU, Niseko Village）が採用している。2015年10月時点における内容は、スキー場内10か所にゲートを設け、管理区域外への進入をこのゲートに限定するというものである。天候や雪質の分析を行い、ゲートの開閉、スキーヤーへのアドバイスを行っている。他にも禁止事項や自己責任を促す内容が盛り込まれているが、立入禁止区域への進入者、ロープをくぐってコース外へ出るなどの違反者に対するはリフト券を没収する旨の記載もある。また、いち早くバックカントリースキーのメッカとして取り上げられ、ブームを牽引していると考えられるニセコ地区だが、安易に

図表6 ニセコルール（表）



バックカントリースキーをめぐる安全対策の現状

図表7 ニセコルール（裏）

<p>ニセコルール [ロープをくぐってはならない]</p> <p>発行:ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会</p> <p>①! 立ち入り禁止区域に入ってはならない ②! ロープをくぐってはならない。違反者はスキー場利用を拒否される場合がある ③! スキー場外の安全管理は行われていない ④! ゲートが閉じられているときはスキー場外へ出てはならない ⑤! ニセコ雪崩情報はニセコルールの公式情報である ⑥! スキー場外での捜索救助には費用が請求される ⑦! スキー場バトロールの指示に従うこと ⑧! 小学生のみのスキー場外滑走を禁止する。ただし少年団活動など指導者及び保護者同伴時を除く ⑨! スキー場と地域は利用者の自由を尊重し、その安全に重大な関心を持つ</p> <p>補足</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートは悪条件下で閉じられる ・スキー場外を滑走するときは各自の責任で行うこと。ゲートの外はスキー場ではない ・ロープをくぐる行為は他人にルールを破るきっかけを与える ・多くの雪崩事故はふきだりや雪の張り出し(雪庇)が発達する吹雪の中で起きている <p>各ゲートの詳細</p> <p>G 1 L字ゲート 標高1,050m ニセコアンヌプリ南側スキー場西側、大沢の樹林帯を滑ること。大沢ボトム(谷底)及び斜面は滑走しないことが望ましい</p> <p>G 2 谷底ゲート 標高1,170m 谷底(下ト),雪が張り出された斜面(雪庇)の滑走をしないこと。轟山の沢(ヒックボル)への横断(トラバース)は1,150mラインを保つこと</p> <p>G 3 ヒラフ山頂ゲート 標高1,180m ヒラフ山頂(北)を通過する際は斜面を滑走するときは危険が伴うことを理解してスキー場外に出ること</p> <p>G 4 薩摩の沢ゲート 標高1,180m G 3ゲートの北側の分岐部(東尾根)を滑走するときは危険が伴うことを理解してスキー場外に出ること</p> <p>G 5 花園ゲート 標高1,050m G 3 Gゲートが閉じているとき、東尾根方面への横断(トラバース)は危険。雪庇斜面は雪崩れやすい</p> <p>G 6 モイブ山頂ゲート 標高800m 見送りの(北、ニセコアマトリ西斜面及び北色道泉方面へのゲート、閉鎖時はアンヌプリスキー場へのアクセスルートも閉じられる</p> <p>G 7 ええぞゲート 標高790m モイブゲートの北側(北尾根)を滑走してはならない。また「湯の沢立ち入り禁止区域」に入ってはならない</p> <p>G 8 8番ゲート 標高780m 大沢の下部へのアセスメント、手前の樹林帯を滑ること。雪が張り出した斜面(雪庇)を横断しないこと。日本で最初のスノーボーダーによる雪崩死亡事故はここで起きている</p> <p>G 9 ウォーターフォールゲート 標高730m 狭い沢形(ガリ)を避けること。早めにコースへ戻ること。滝が埋まるまでゲートは開けられない</p> <p>G 10 アンペゲート 標高600m 下りすぎるとコースに戻るが困難。雪が深い、谷底には崖(クリフ)が続いている</p>	<p>NISEKO RULES [Crossing Boundary ropes is prohibited]</p> <p>Publishing: Niseko Annupuri Avalanche Prevention Committee</p> <p>①! OFF LIMIT AREAS are strictly NO ENTRY - AT ALL TIMES. ②! Crossing boundary ropes is prohibited. Those who violate the rules may be refused from using all resorts facilities. ③! No safety control & no patrol beyond resort boundaries. ④! If the gates are CLOSED, do not exit into the terrain beyond. ⑤! Daily NISEKO AVALANCHE INFORMATION is OFFICIAL Niseko Rules information. ⑥! Search and Rescue efforts WILL BE CHARGED for incidents outside resort boundaries. ⑦! Obey Ski patrol's instructions at all times. ⑧! Children under 12 must refrain from going out of bounds unless accompanied by a proficient adult leader. ⑨! Niseko Resorts, and the local community respect the freedom of mountain users and place a strong emphasis on THE SAFE USAGE of the mountain.</p> <p>CAUTION – ESSENTIAL NOTES</p> <ul style="list-style-type: none"> - Skiing or riding outside the ski resorts requires a high skill level. The use of any areas outside the resort areas is at your OWN RISK and is your own RESPONSIBILITY. - Gates WILL BE CLOSED IN ADVERSE WEATHER AND SNOW CONDITIONS. By ducking ropes and crossing over them, you will be breaking the rules, but you also send the message to others, that your actions are OK enough for others to follow. - Many avalanche accidents occur during a storm, when snowdrifts and cornices are develop and are unstable. Areas outside gates are not part of the Ski Resorts. <p>GATES DESCRIPTION</p> <p>G 1 L-jî gate, Alt.1050m. Ride down the foreground trees west of Annupuri resort. Stay away from the valley bottom and the slopes on the opposite side of the valley.</p> <p>G 2 A-nanji peak gate, Alt.1170m. Stay away from the valley bottom and corner slopes. Keep above 150m level when traversing across to the Backbowl.</p> <p>G 3 Hirafu peak gate, Alt.1180m. Be fully conscious of the hazards involved in riding the Higashi-Oni(East-ridge),the North Face or the Backbowl.</p> <p>G 4 Fujiwara gate, Alt.1180m. Opens 60 min after G3.Extrema caution required when traversing across to Higashi-One. Do not enter Fujiwara-no-sawa when the gate is closed.</p> <p>G 5 Hamazono gate, Alt.1050m. Extremely unstable cornices are developing above when G3 & G4 are closed, and traversing to Higashi-One during that time is especially discouraged.</p> <p>G 6 Mohiwa peak gate, Alt.800m. Access gate to Minami-no-sawa, Annupuri west-face and Goshiki onsen area. At the time of closing, the access route to the Annupuri resort area is also closed.</p> <p>G 7 Ee-sawa gate, Alt.790m. Do not cross ropes to enter the valley bottom down to Yu no sawa off-limits area is strictly prohibited.</p> <p>G 8 Hachibai-gate, Alt.880m. Avoid gate in the Hachibai-O-sawa area. Ride the foreground trees and do not traverse across to the opposite cornice slopes/Site of the first fatal Japanese snowboard avalanche accident).</p> <p>G 9 Waterfall gate, Alt.730m. When it gets down too much, it is difficult to return to a course. The Snow here is DEEP, there is a cliff adjoining at bottom of the valley.</p> <p>G 10 Anbetsu gate, Alt.760m. The gate won't open until the waterfall is buried.</p>
--	---

図表8 白馬ルール

<p>白馬ルール Hakuba Rules</p> <p>このルールは、 ウインタースポーツを 安全に楽しむために作られた 地域の公式ルールです。</p>  <p>1 「立入禁止区域」への侵入は、雪崩がケレン地内に流れ込み重大事故につながります。いかなる理由があろうとも侵入を禁止します。違反のあった場合には、リフト券沒収の上、退場していただきます。 ※立入禁止区域のショールは、トマールが安全な株のために造ったものです。</p> <p>2 閉鎖されているコース・立入禁止区域には絶対に立ち入らないことのほか、看板・標識・係員・スキー場バトルの指示に従うこと。</p> <p>3 エリア外は国有林または村有林であり、国立公園です。 エリア外はスキー場によって管理されていません。</p>	 <p>白馬八方尾根 白山口</p> <p>白馬五竜 白馬さのさか</p> <p>Hakuba47</p> <p>白馬岩岳</p> <p>— スキー場エリア境界線 ■ 立入禁止区域</p> <p>白馬村柔道事業者協議会 白馬村 白馬村観光局 大北地区観光客安全対策連絡会議 長野県大町警察署 北アルプス北部地区山岳遭難防止対策協議会(北アルプス北部地区山岳救助隊) 2014.11</p>
--	--

バックカントリーに立ち入るガイドやツアーに対抗するため、ガイドの認定制の導入が検討されている。

②白馬ルール（図表8）

2008年、白馬村観光局と村内7か所のスキー場らによって策定された。①立入禁止区域に入った場合はリフト券没収の上退場、②看板、標識、係員、スキー場パトロールおよび関係機関の指示に従うこと、③管理区域外の捜索救助活動には実費を請求するなどの内容となっている。

③妙高ローカルルール（図表9）

2010年、林野庁、環境省の担当者を顧問に据え、市内のスキー場関係者やスキークラブ、市観光協会などで構成された妙高市スキー場協議会によって策定された。スキー場コース外で発生した事故についての捜索救助にかかる費用の請求、立入禁止区域への侵入に対してのリフト券没収、退場処分が規定してある。「救助及び捜索活動が発生した場合は、理由の如何を問わずお客様に対し費用を請求します」と明言し、スキー場内には、「パトロール 1名につき（2名1組） 1時間あたり ¥20,000」などと費用の明細も掲示している。これに基づき、池の平温泉スキー場は2014年1月にコース外で遭難したスノーボードの男

図表9 妙高ローカルルール



図表11 室堂平利用ルール



⑤室堂平利用ルール（図表11）

2009年、積雪期の室堂平周辺における自然環境の保全、適正かつ安全な利用の推進を目的に、室堂平周辺の地域関係者及び関係行政機関等によって設立された。内容は、①地獄谷、除雪作業区域など危険区域への立入禁止、②ライチョウ、ハイマツなどの自然保護、そして③登山者・スキーヤーへの注意事項となっており、入山届の提出、ビーコンの携帯、携帯トイレの携行などが明記されている。

⑥カミフルール（図表12、13）

カミフルールは、十勝岳温泉郷エリア、十勝岳・三段山・三峰山・カミホロカメットク山・富良野岳などの上富良野一帯での冬期の山岳活動について、地域住民、地元山岳会などで組織される上富良野冬期山岳事故防止委員会により策定された。指定場所での入山届の記入を求めているが、「記入は、強制しているものではありません」という記載がある他、火山情報、運転・駐車、トイレ・ゴミなどについて記載があり、ルールというよりはマナー啓発のような内容となっている。

以上、日本各地の条例やローカルルールを見てきたが、その中に一定の共通性を見てとることができる。第一に、夏山などの山岳活動一般と同様、入山届の提出を求めることが

図表12 カミフルール

カミフルール

カミフは冬も入山届け！

十勝岳温泉郷エリア、十勝岳・三段山・三峰山・カミホロカメットク山・富良野岳など、標高1000mを超える山々への入山口になっているここは、天候・気温・雪質など様々な変化が毎日起きています。

近頃山岳フリー、フリーボード等に見られる方が増えており、雪崩・遭難などの報告を受けることがあります。

近年人山岳スキー・スノーボード等を楽しむ者は増えており、高齢・障害などこの報道を受けたことがあります。

入山届けに必ず記入を!

入山届けの記入については、
1・国有林への入林者の保護
2・入林者の数の把握をするために記入していただいております。
この入山届けは、不特定多数の方の目に触れるものであることをご理解の上、
記入をお願いします。

警察などに入山計画を提出している場合でも、必ず最寄りの堤所で記入下さ
り記入は、強制しているものではありませんが、萬が一事故等が起きたとき、
捜索救助活動を行う場合の迅速な対応ができる情報となります。

入山届けは、裏面の地図上印の4つの宿に設置しています。
「ヒュッテバーデンかみらひの」は、宿の前、バス停内に設置、
その他の宿は施設内に設置しています。
朝早い時間など、宿が開いていない場合は、
「ヒュッテバーデンかみらひの」前の入山届けをご利用ください。
下山後の記入も忘れずに行ってください。
山の天気は変わりやすいです。
無理のない計画、自分のレベルにあったルート選びをしましょう。

十勝岳は生きています。火山情報をチェックしましょう。

札幌管区気象台ホームページ内 (<http://www.sapporo-jma.go.jp/>)
自地雲・波津・火山情報、「十勝岳」をご覧ください。
元「十勝岳避難小屋上部の前十勝岳付近は立ち入り禁止区域です。
地形図等で確認してください。」

車を駐車する際、マナーを守った停め方をしましょう
今日も安全・楽しく運転です！

駐車スペースは限られています。
混雑している日など、停める場所がなかった場合は、各温泉施設にお尋ね下さい。
運転の際、道路を横切る場合、除雪車にお気をつけ下さい。
トイレは近くの宿で借りましょう。
ゴミは持ち帰りましょう。
挨拶は元気よくしましょう。

入川中にお気づきの点などがありましたら、下の「上富良野十勝岳山岳会事務局」までお問い合わせください。

緊急連絡先

110番 119番

上富良野交番 0167-45-2039
北消防署 0167-45-2119

連絡の際は、状況を詳しくお伝え下さい。

上富良野交番（上富良野町宮町1丁目1番） 北消防署（上富良野町大町2丁目2番）

0167-45-2039 0167-45-2119

富良野警察署(富良野市若菜町11番1号)
0167-23-0110

吹上温泉保養センター 白銀荘 ヒュッテバーデンかみふらの 国民宿舎 カミホロ荘 湯元 凌雲閣
0167-45-4126 0167-45-2225 0167-45-2970 0167-39-4111

上富良野十勝岳山岳会事務局（上富良野役場内：魯波まで）0167-45-6983

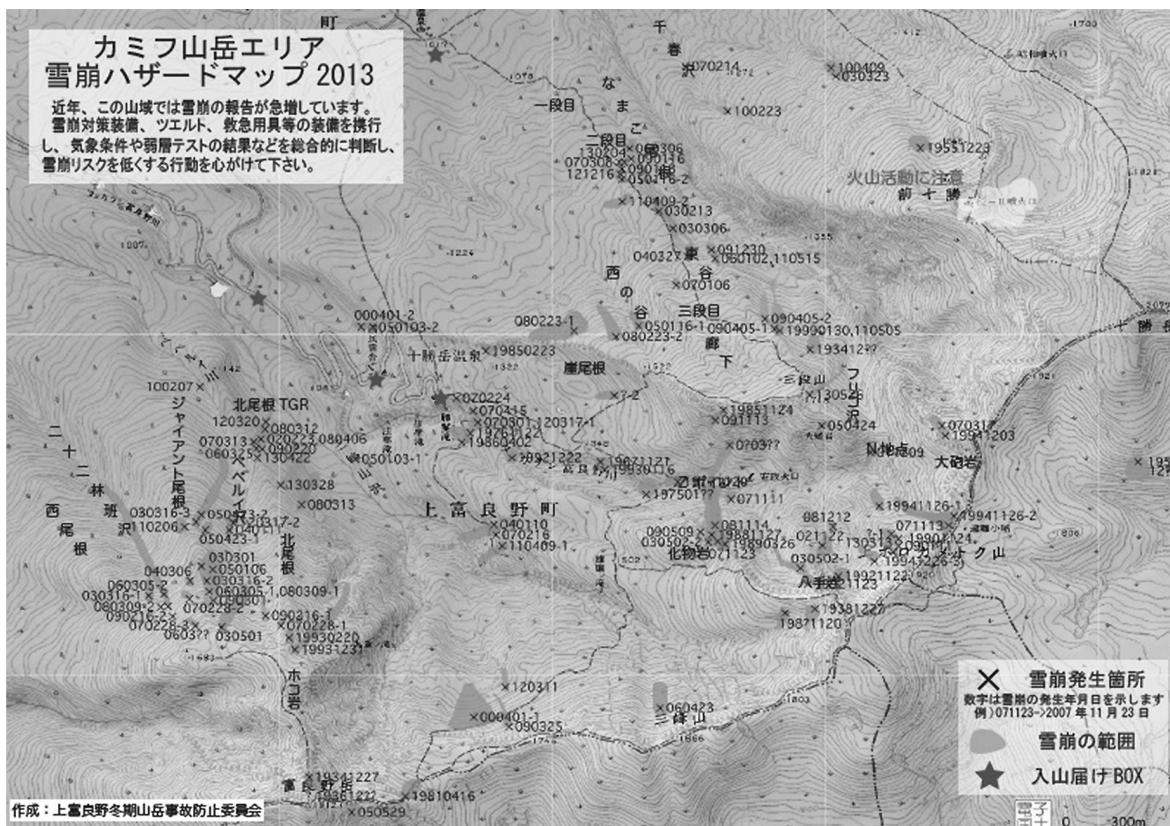
上官向野警察

上宮白野士賄兵山兵救助警備隊

上宮鳥野士諸兵山兵会

カミコ会（上富良野各期山岳事故防止委員会）

図表13 カミフ山岳エリア雪崩ハザードマップ2013



スタンダードになっており、一部義務化されていることが挙げられる。入山届の意義は、①入山者の把握に有用であること、特に遭難時に迅速円滑に捜索救助活動を行うためには欠かせないものであること、②入山者に自らの登山計画を確認させ、入山の準備を整えさせる、あるいは入山を思いとどまらせることで事故を未然に防ぐ効果が期待できることである。第二に、スキー場境界線や立入禁止区域、ハザードをマップに表示したものが多いということである。山岳に足を踏み入れるのであれば地図を携行することは当然であるが、そこにルートやハザードが記載されていれば危険予測・回避に役立つ。スキーヤー自身が積極的に安全管理を行うためには欠かせないものである。第三に、危険区域に対して特に立入禁止措置を設けている場合などを除いて、一律に入山禁止としている条例やローカルルールは存在しないということである。この点については、入山禁止としたくとも法的根拠が存在しないという形式的な理由も存在するだろうが、バックカントリースキーの本質的魅力やスキー場への集客を加味して考慮すると一律禁止という方法は選べないというのが関係者の本音であろう。第四に、インバウンド市場への対策が意識化されている点である。スキー場管理区域内のルールや案内についてはすでに一般化された対応となっているが、バックカントリースキーにおいてもパンフレットやマップは日本語版に加え、英語版を備えているところが多い。豪州や欧米のみならず中国、韓国をはじめとしたアジア圏からの外国人スキーヤーが増加していることを考えると、今後は多言語による情報の頒布ということも検討課題の一つになろう。その他、条例、ローカルルールに規定された内容としてはバックカントリー事故の防止だけを目的としたものではなく、環境保護や観光産業の観点からの規定を設けているものもあり、制定者の思惑や地域特性が大きく反映されるという特徴がある。

ここで、バックカントリースキーに関する条例やローカルルールについて問題点を指摘しておく。地域特性や状況変化に応じて柔軟、迅速に改定できる点が条例やローカルルールという形式で頒布するメリットだと考えられるが、それは同時に不安定さ、曖昧さといった問題性をはらむこととなる。例えば、バックカントリーブームの中で乱立するローカルルールにおいて、規定内容の地域間差異が存在すればスキーヤーのルールに対する理解を妨げるおそれがある。また、内容が改定された際にはその周知には一定の時間や労力を要すると考えられ、スキーヤーの理解が曖昧になる危険性もある。こうした点に対して、条件によって左右されない「共通ルール」と地域特性や状況変化に対応しうる「個別ルール」を明確に区別していくことが一つの解決策となると考える。

5 むすびにかえて

本稿においては、隆盛するバックカントリースキーの基礎情報をまとめるとともに、バックカントリー事故の実態や各地域で講じられてきた条例やローカルルールに関する資料を

整理することで、バックカントリースキーの安全対策に関する現状を検討してきた。その結果、以下の現状を明らかにすることができた。

- ①スキー人口、スキー用品市場が伸び悩みながらも、登山者やインバウンド旅行者の増加などによりバックカントリースキーがブームとして大きな注目を集めてきていること
- ②それに伴い、バックカントリースキー事故が増加し、その中にはスキー場管理者に賠償責任を請求する訴訟も発生してきていること
- ③事故の増加に対して、地域や自治体では条例やローカルルールによる規制や啓発という形式での独自の対策が進んできたこと

こうした状況の中で、登山の安全対策やスキー場の安全管理と同様に、バックカントリースキーにおいても地域や自治体によるルール化の動きが増加するであろうことも推察される。今後は、さらなる情報の収集・一元化と各種データの詳細な分析を行うことで、安全対策に活用できる資料の充実を図るとともに、より適切な安全対策の在り方について検討する必要がある。例えば、現在進行中の安全対策である、気象や地形などの地域特性を要素としたローカルルールに対して、今後、全国的、統一的なルールや法令が必要となるかというような新たな対策の検討が課題となる。

[付記]

本稿は、武田（第二著者）を中心に実施された研究プロジェクトの成果の一つである。投稿規定の関係で関根を第一著者とするが、執筆は武田が大部分を担った。

[参考文献]

- 出川あずさ・池田慎二・日本雪崩ネットワーク, 2010, 『雪崩リスク軽減の手引き』東京新聞出版部.
- 判例タイムズ, 1985, 「融雪機のスキー場のクレバスにスキーヤーが転落して負傷した事故について、スキー場のリフト（観光兼用）にスキーヤーを乗せたスキー場管理者の過失を認め、過失操作の上損害賠償請求を任用した事例」『判例タイムズ』 554 : 177-180.
- 判例タイムズ, 2005, 「スキーヤーがスキー場から立入禁止区域の斜面に侵入し、滑走によって発生した雪崩に巻き込まれて死亡した事故について、スキー場の経営・管理者の不法行為に基づく損害賠償責任が認められなかった事例」『判例タイムズ』 1180 : 259-273.
- 判例タイムズ, 1991, 「スキーヤーがクレバスに転落して負傷した事故がスキー場管理者の管理の過失によるものとは言えないとされた事例」『判例タイムズ』 751 : 62-67.
- 日本生産性本部, 2015, 『レジャー白書 2015』生産性出版.
- 布目靖則・坂東克彦・永嶋秀敏ほか, 2012, 「スノースポーツ（スキー・スノーボード）死亡事故の分析」『体育研究』 46 : 1-14.
- 布目靖則・有元崇浩・坂東克彦, 2014, 「スノースポーツ安全基準コンメンタール」『中央大学保健体育研究所紀要』 32 : 79-136.
- 社会経済生産性本部, 2005, 『レジャー白書 2005』社会経済生産性本部.
- 余暇開発センター, 1996, 『レジャー白書 '96』余暇開発センター.

[ウェブサイト]

- 朝日新聞社, 2015, 聞蔵II ビジュアル, (2015. 10. 4 取得, <http://www.asahi.com/information/db/2forl.html>).
LEX/DB インターネット, (2015. 10. 5 取得, <https://lex.lawlibrary.jp/>).
毎日新聞社, 2015, 每索, (最終確認2015. 10. 4, <http://mainichi.jp/contents/edu/maisaku/>)
日本経済新聞社, 2015, 日経テレコン21, (2015. 10. 4 取得, <https://t21.nikkei.co.jp/g3/CMN0F11.do>).
産経新聞社, 2015, The Sankei Archives, (最終確認2015. 10. 4, <https://www.kinokuniya.co.jp/03f/denhan/sankei/archives.htm>).
読売新聞社, 2015, ヨミダス歴史館, (2015. 10. 4 取得, <http://www.yomiuri.co.jp/database/rekishikan/>).

[条例・ローカルルール等]

- 富士山における適正利用推進協議会,『富士山における安全確保のためのガイドライン』, 富士登山オフィシャルサイト, (2015. 10. 19取得, http://www.fujisan-climb.jp/m3oati0000003p6f-att/guideline_jp_rev201503.pdf).
岐阜県,『岐阜県北アルプス地区及び活火山地区における山岳遭難の防止に関する条例』, 2014. 7. 15制定.
群馬県,『群馬県谷川岳遭難防止条例』, 1966. 12. 20制定.
白馬村索道事業者協会・白馬村・白馬村観光局ほか,『白馬ルール』, 白馬村公式ホームページ, (2015. 10. 19, 取得, <http://www.vill.hakuba.nagano.jp/top/local.html>).
上富良野冬期山岳事故防止委員会,『カミフルール』, 上富良野冬期山岳事故防止委員会ホームページ (2015. 10. 4 取得, <http://www.kamifukai.jp/>).
室堂平周辺積雪期利用適正化協議会,『室堂平利用ルール』, 富山県ホームページ, (2015. 10. 4 取得, http://www.pref.toyama.jp/cms_pfile/00010471/00753922.pdf).
長野県,『長野県登山安全条例（仮称）の骨子（案）』, 長野県公式ホームページ, (2015年10. 19取得, https://www.pref.nagano.lg.jp/kankoki/sangyo/kanko/tozanjorei/documents/02_kosshi.pdf)
長野県野沢温泉村,『野沢温泉村スキー場安全条例』, 2010. 12. 1 施行.
ニセコアンヌプリ地区なだれ事故防止対策協議会・ニセコスキー場安全利用対策連絡協議会・ニセコフリーパスポート協議会ほか,『ニセコルール』, NISEKO UNITEDホームページ, (2015. 10. 19取得, <http://www.niseko.ne.jp/ja/rules/index.html>).
妙高市,『第2次妙高市観光振興計画』, 2015, 妙高市ホームページ, (2015. 10. 19取得, <http://www.city.myoko.niigata.jp/sightseeingetc/image/14578download.pdf>).
妙高市スキー場協議会・妙高市・妙高警察署ほか,『妙高ローカルルール』, 妙高杉ノ原スキー場スタッフブログ, (2015. 10. 19取得, <http://blog.princehotels.co.jp/myoko/localrulesjp.jpg>).
富山県,『富山県登山届出条例』, 1966. 3. 26制定.
富山県,『富山県立山室堂地区山岳スキー等安全指導要綱』, 2014. 4. 15告示.

(2015年10月31日 原稿受付)